

令和 7 年度大島町原料価格等高騰対策支援金交付要綱

令和 7 年 4 月 1 日町長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大島町原料価格等高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の交付にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 昨今の原油や原材料価格の高騰により、厳しい経営状況に直面している農業者、漁業者及び大島町優良特産品製造業者に対し、原料等の購入に係る経費の一部を予算の範囲内で助成することにより、島の基幹産業を支援することを目的とする。

(対象者要件)

第 3 条 次の各号の全ての要件を満たす事業者を対象とする。

- (1) 大島町内で次のいずれかの事業を営むもの。
 - (a) 農業 経営耕地面積が 10a 以上、もしくは年間農産物販売金額が 15 万円以上
 - (b) 畜産業 年間畜産物販売金額が 15 万円以上
 - (c) 漁業 漁業協同組合員で、かつ操業日数が年間 90 日以上
 - (d) 製造業 大島町優良特産品推奨要綱第 2 条に規定する大島町優良特産品を製造
- (2) 町税等公金の滞納が無い。
- (3) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又は同条第 4 号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しない。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が、申請事業者の経営に参画していない。

(支援金の額)

第 4 条 交付する支援金の額は、別表 1 のとおりとする。

(申請の方法)

第 5 条 支援金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、町長に対し、次の各号の全ての必要な書類を、令和 7 年 9 月 30 日までに提出しなければならない。

- (1) 大島町原料価格等高騰対策支援金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 大島町原料価格等高騰対策支援金計算書（別紙 1）
- (3) 誓約書（別紙 2）
- (4) 同意書（別紙 3）
- (5) 支払金口座振替依頼書（別紙 4）

(交付決定)

第6条 町長は申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、交付の可否を決定し、その結果を大島町原料価格等高騰対策支援金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第7条 町長は、申請者が、偽りその他不正の手段により、支援金を受けたと認めたときは支援金の決定を取り消し、支援金を返還させることができるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

区分	対象者	助成金額
肥料	経営耕地面積が 10a 以上、もしくは年間農産物販売金額が 15 万円以上の農業者	令和 7 年 6 月から 8 月までの肥料購入費 1 万円以上 30 万円までを助成対象とし、その 3 割を助成金額とする
飼料	年間畜産物販売金額が 15 万円以上の畜産業者	令和 7 年 6 月から 8 月までの飼料購入費 1 万円以上 30 万円までを助成対象とし、その 3 割を助成金額とする
燃料	漁業協同組合員で、かつ操業日数が年間 90 日以上 of 漁業者	令和 7 年 6 月から 8 月までの燃料費 1 万円以上 30 万円までを助成対象とし、その 3 割を助成金額とする
原料	大島町優良特産品推奨要綱第 2 条に規定する大島町優良特産品を製造する製造業者	令和 7 年 6 月から 8 月までの優良特産品の原料（原材料、容器、梱包材）1 万円以上 30 万円までを助成対象とし、その 3 割を助成金額とする

注) 1. 交付額は、千円未満を切り捨てるものとする。

2. 複数の事業を営む場合でも、一事業者につき一つの区分に限る。